

## 公益活動報告書裏面自己診断チェックリスト説明書

公益活動報告書の裏面は、市民活動支援をより効果的なものにするため、市が示す市民活動団体の登録要件に対し、各団体がより具体的な状況で当てはまるか自己診断していただくチェックリストです。

該当する（☑が入る）項目があった場合は、市民活動団体登録要件を満たしているとは言えません。今後の活動で改善をしてください。

※市民活動団体登録要件について詳しくは、別紙3を御参照ください。

### ◇各項目の考え方・補足

当てはまる項目がある場合、チェックを記入し、改善方法を検討してください。

#### 【1】活動実績について《①～③》

①	会員（または特定者）限定の活動は、団体登録要件上の「 <u>市民活動</u> <sup>※1</sup> 」とは言えません。
②	市内を中心に市民活動が実施されている必要があります。
③	また、団体の事務局が市外にある場合、③もご確認ください。

#### ※1 市民活動

不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動を指し、岡崎市民にとって公益性・社会性の高いサービスが提供される活動です。

#### 【2】構成員<sup>※2</sup>について《④～⑪》

④	構成員の名簿のこと。
⑪	入退会： <u>構成員</u> になること・脱すること 会の活動目的に賛同した人が <u>誰でも構成員として参加できるようにする</u> 必要があります。役員会で承認を求めたり、不当な条件を設けたりすることはできません。該当する場合、規約（会則）改正を検討してください。 ※役員会での承認が必要な場合でも、「 <u>弁明書</u> 」でこれまで不承認となった事例がないことを弁明することも可能です。（登録申請時に提出している場合は、再提出不要です。）

#### ※2 構成員

議決権を持っており、専ら団体の運営に携わることができる人（役員など）  
会のイベントのみの参加者や、議決権がない人（会則等で定める会議での投票権がないなど）は、会員であっても構成員ではありません。

### 【3】 団体規約等の内容について 《⑫～⑬》

⑫	市民活動団体登録申請時に提出していない団体は、速やかに市民活動センターに提出してください。
⑬	広く市民社会一般の利益の増進を活動目的に含めていることが読み取れない場合、文言を改めるなど規約改正を検討してください。 ※現行の規約（会則）のままでも、別途「弁明書」で、“広く市民社会一般の利益の増進”が活動目的に含まれている旨を弁明することも可能です。（登録申請時に提出している場合は再提出不要です）

◆規約の改正は、役員会や総会での承認を得るなど、各団体が規約で定めた方法で行ってください。

#### ◇チェック項目があった場合について

- ・【1】～【3】にチェック項目があった場合は、**公益活動報告書裏面■4**にチェックを入れ、改善に努めてください。
- ・面談を希望する場合「◇面談について」を参照し、電話予約の上ご来館ください。  
■4で面談を希望しない場合や【1】～【3】にチェックがなかった場合でも、記載内容によっては、後日、ヒアリングをさせていただく場合もあります。  
<ヒアリングする可能性がある団体>

- ①令和4年度の公益活動報告書でも同じ項目にチェックがある団体
- ②令和5年度分の公益活動報告書表面に記載がない団体 など

#### ◇ 面談について

- ◆場 所 図書館交流プラザりぶら2階 市民活動センター
- ◆時 間 午前9時～午後9時（受付は午後8時30分まで）
- ◆予約方法 市民活動センター（0564-23-3114）に電話予約してください。
- ◆対象団体 自己診断チェックリスト■4で面談を希望する団体  
記載内容により面談が必要と判断された団体

リストにチェック項目がなくても、市民活動センターや各地域交流センターでは、市民活動に関するご相談を随時お受けしています。お気軽にご相談ください。

- ◆ 市民活動センター（図書館交流プラザりぶら2階） ☎ 0564-23-3114
- ◆ 北部地域交流センター（なごみん） ☎ 0564-66-8251
- ◆ 南部地域交流センター（よりなん） ☎ 0564-59-3600
- ◆ 西部地域交流センター（やはぎかん） ☎ 0564-33-3665
- ◆ 東部地域交流センター（むらさきかん） ☎ 0564-66-3066
- ◆ 地域交流センター六ツ美分館（悠紀の里） ☎ 0564-57-5050